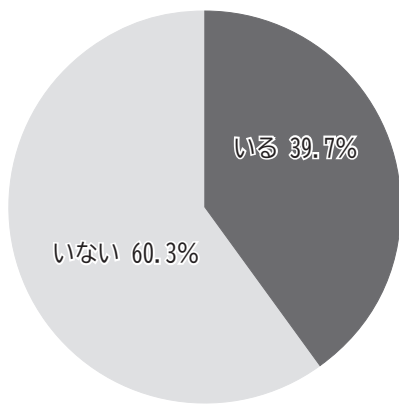


事業承継と起業支援による 町内産業の維持・向上を目指す

現在、全国的に事業所等の経営者の高齢化や後継者不足が課題となっています。本町においても、後継者不足に伴い事業継続が困難となることによって生活環境への影響が懸念されます。

今回は、町内での事業承継や新たなビジネスを創出するための取り組みのほか、Uターン・Iターンで本町で暮らし、働くかたの地域に対する思いなどについて紹介し、町内産業の維持と向上について考えます。

事業後継者はいますか？



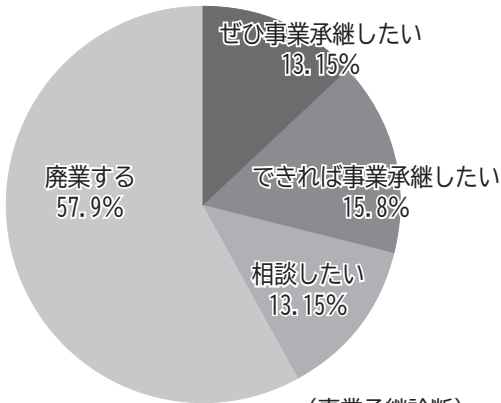
現在、全国的に中小企業等の経営者の高齢化や後継者不足が課題となっており、廃業の増加による雇用や技術の喪失、地域に根付いた商店等の減少による生活環境への影響が懸念されています。

令和5年に小国町商工会が町と共同して実施した事業承継診断では、対象事業所185件のうち、63件から回答があり、そのうち半数以上で後継者が不在であること、

後継者不足と事業承継

事業承継を希望しますか？

(後継者がいないと回答した事業所を対象とした質問)



(事業承継診断)

後継者がいないと回答した事業所のうち、57・9%が廃業を考えていることがわかりました。

このまま対策を講じなければ、廃業する事業所が増加し、雇用や生活環境に大きな影響を及ぼすとともに、商店の減少による買い物弱者が増加する可能性があります。

そこで、後継者不足を解決する方法のひとつとして事業承継があります。

国でもその推進に力を入れており、各都道府県に事業承継・引継ぎ支援センターが設

置され、親族内承継や第三者承継に関するサポートを行うほか、創業を目指す起業家と後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせる後継者人材バンクが運営されています。

令和6年3月に国の認定を受けた小国町中心市街地活性化基本計画においても、商業を活化するためには、後継者・起業家育成などによる事業承継や起業家の誘致などによって空き店舗を活用するとともに、生活するうえで必要な商業機能の維持、向上を図る必要があるとして、事業承継の促進に取り組むことを盛り込んでいます。

また、小国町商工会が山形県事業承継・引継ぎ支援センターや町と連携しながら、事業承継に関する相談対応や事業所に対する情報提供、調査等を実施し、事業承継を後押ししています。

このほか、おぐにマルチワーク事業協同組合でも、組合

特集 事業承継と起業支援による町内産業の維持・向上を目指す

■事業承継の分類

親族内承継	現在の経営者の子など親族に承継 準備期間が確保しやすく、相続等による財産・ 株式の後継者移転が可能
従業員承継	親族以外の従業員に承継 経営能力のある人材に承継することができ、 経営方針等の一貫性を期待できる
M&A (社外への引継ぎ)	社外の第三者（企業や創業希望者等）への株 式譲渡や事業譲渡により承継 広く候補者を求めることができ、会社売却の 利益を得ることができる

員となっている事業所の事業承継に取り組んでいます。事業者の思いや地域の情報などを盛り込んだ後継者募集記事をWEBサイトに掲載し、希望者を募っているほか、事業内容や職場体験等の問合せへの対応や、実際に現地を訪問する際のアテンドなど伴走型のサポートを実施しています。

ふるさとで働く

事業主の高齢化や後継者不足等が課題となっている中、若い世代がUターンし、経営に携わっている事業所や、次の世代への代替わりが進んでいる事業所もあります。

伊藤照幸さん（河原角）と大嶋愛さん（河原角）は、家業である農業を継ぐため、都内からUターンし、有限会社東部開発の経営に携わっています。

伊藤さんは取引先や農地を所有するかたとの調整、農業のサポートなど現場での業務を中心に担当しており、大嶋さんは事務のほかホームページの作成やSNSでの発信、パッケージのデザイン等を手がけています。

Uターン当初は、農業についてわからないことが多く、長年働いてきた社員や近隣の農家のかた、農協、県の農業

普及課などの協力を得て、事業に取り組んだということです。

コロナ禍や大雪、水害、獣害のほか生産資材高騰などの様々な影響を受けつつも、楽しく農業ができる働きやすい環境づくりや農業関係者や取引先から意見や感想をもらいつつ事業のブラッシュアップを続けてきました。

また、会社や農作業の様子について、ホームページやSNSを活用した情報発信に努めることにより、それを見た



▲若手からベテラン社員で農業に取り組む



▲農作業（田植え）の様子

若い世代がIターンで就職するケースが増え、20代の従業員が増加しています。
生まれ育った地域に戻り、そこで働く伊藤さんに、地域に対する思いと今後の展望についてうかがいました。

「農地は1年放っておくとすぐに荒れてしまいます。小国の豊かな景観や先人たちが拓いてきた土地を守りたいという思いを受け、耕作放棄地となってしまう土地を借り受けて農業をしています。これからも農業に携わるかたや地域

特集 事業承継と起業支援による町内産業の維持・向上を目指す

の皆さんと一緒に、故郷の景観を守り、農業を続けていきたいと思っています。

現在、福祉施設のかたに農作業を手伝ってもらう農福連携の取り組みや飼料となるデントコーンの栽培を通じた畜産業との連携を進めています。

また他の事業者とも情報交換や共有を行うなど関係を構築しています。今後も多方面の事業所と連携し、町内で需要と供給の循環が回り、win-winの関係を築くことができるよう事業に取り組んでいきたいです」

新たなビジネスを支援する

町では事業承継のほか、新たなビジネスの創出や起業を促進する事業等により、商業や産業の振興に取り組んでいます。

小国町起業化資金助成金はこれから起業する個人や法人に対して、起業に係る経費を

支援するもので、令和元年度から令和5年度の間に13人のかたがこの制度を活用し、起業に挑戦しています。また、起業してから3年以内に法人化する個人や団体に補助金を支給する小国町地域起業成長促進事業補助金もあります。

令和5年度に小国町起業化資金助成金を活用し、クレープ屋を起業した佐藤和さん（なづみ）に制度の活用や今後の展望についてお話をうかがいました。

佐藤さんは小国町に移住したことをきっかけに、町内で



▲白い森ローカルビジネス塾事業成果発表会の様子

の起業を決めました。

移住する前にはスキー場で喫茶店の経営をしており、そのノウハウを活かして、道の駅白い森おぐにのコンテナでクレープ屋を始めたほか、マルシェ等のイベントにも出店しています。

「起業したいと周囲に相談したところ、起業化資金助成金制度を紹介してもらい、申請しました。助成金はクレープ台等の調理環境を整えるために活用しました。

道の駅は町内外の人が集ま



▲北東部納涼盆踊り祭に出店する佐藤夫妻

ることもあり、クレープに興味を持つてくれるかたが多いように感じます。また、コンテナが国道沿いに設置されているため、車を運転している人が、何を販売しているのか興味を持ち、立ち寄ってくれることもあります。

将来的には、ハンバーガー等も提供する店舗を持ちたいです。そして、そのお店が現地雇用を生み出したり、高校生などの子どもたちの居場所になったりするといったことも考えています」

このほか、新たなビジネスを応援し、町内での起業や創業のさらなる促進を図るため白い森ローカルビジネス創出塾も開催しています。これは、新たなビジネスに挑戦したいかたや、アイデアはあるが実現する方法がわからないといったかたを対象に、専門家によるフォローアップや伴走支援を受けながら事業化を目指すものです。

特集 事業承継と起業支援による町内産業の維持・向上を目指す

今後、後継者不足や他の要因により、今まで住民生活や地域経済を支えてきた商店や事業所の廃業が発生し、そのまま町内産業が縮小すると

産業を維持・向上し
住民生活を守る



▲白い森ローカルビジネス創出塾をきっかけに商品化も進んでいます

令和5年度まで22人が受講し、専門家とともにビジネスプランを練り上げ、実際に事業化や商品化につながったかたもいます。

生活必需品の購入や暮らしに必要なサービスの提供が享受できなくなり、弱い物弱者の増加や生活環境の悪化につながるとともに、雇用の機会も減少します。

このような事態を回避し、「暮らしやすい、安心して住み続けたいと思うまち」を実現するためには、町内産業の振興や働き手を確保するとともに、事業承継や新たな経営者等の育成を進め、活力の再生を図り、事業を継続できる環境づくりや人づくりが必要となります。

また、新たなビジネスの創出や起業の促進により、今までなかった業種やサービスの創出や町外からの来町者の増加などが期待され、町内経済の活性化や本町の新たな魅力づくりにもつながる可能性があります。

町では引き続き、事業承継や起業を支援するとともに、既存の産業の維持に努め、新

たなビジネスやサービスの創出による商業機能の向上や雇用創出、空き店舗の活用等に取り組んでまいります。

■小国町地域起業成長促進事業補助金

対象者	町内において起業し、事業所を設置した個人事業主または任意団体 ※ただし、起業した日の属する年度の翌年度から起算して3年以内で、個人事業主または任意団体の代表者が小国町に居住していること
助成内容	10万円（定額補助）
対象事業	起業した日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に法人化を行う事業 ※金融保険業、風俗業に該当する場合を除く

たなビジネスやサービスの創出による商業機能の向上や雇用創出、空き店舗の活用等に取り組んでまいります。

■起業化資金助成金

対象者	町内に居住し、町内で新たに起業（新規開業・開店）を行う人
助成内容	補助対象経費の3分の2（上限20万円） ※女性が起業する場合は上限30万円
対象事業	金融保険業、風俗業以外の事業
対象経費	事業拠点費（設備費、備品費、内装費） 商品化促進費、広告宣伝費等

■起業化資金助成金の活用状況

年度	申請者	事業内容
令和元年度	1人	飲食業
令和2年度	3人	動画制作、服製造業など
令和3年度	2人	菓子製造業など
令和4年度	5人	販売業、ガイド業など
令和5年度	2人	飲食業など

■制度に関する問合せ先 産業振興課商工労働政策担当（☎62-2416）へ